

社会健康医学研究推進基本計画（仮称）（素案） 要旨

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の目的……………p1

健康寿命の更なる延伸や、世界に誇れる健康長寿“ふじのくに”を実現するため、平成28年度にいただいた4つの提言を具体化した、「社会健康医学研究推進基本計画（仮称）」をまとめた。

2 計画の位置付け……………p1

静岡県が平成30年3月に策定した新たな総合計画「富国有徳の『美しい富士の国』の人づくり・富づくり」の施策（小柱）として位置付けられている。

3 研究推進の4つの戦略（研究、人材育成、成果、拠点）……………p3

基本計画は、「研究の推進」、「人材の育成」、「成果の還元」、「拠点となる仕組みの構築」の4つで構成される。

第2章 社会健康医学研究の基本方針

1 研究の推進

（1）医療ビッグデータの活用

ア 現状・課題……………p4

医療・健診データの蓄積は進んでいるが、県民の健康寿命延伸につなげるための医療ビッグデータとしての収集や整備は進んでいない。

イ 方向性……………p4

社会健康医学の科学的知見に基づき、静岡県の医療・健診データの整備と適切な活用方法を確立して調査研究を行うことにより、県民にとって有用な情報を獲得する。

ウ 研究の具体的内容……………p5

データの整備・活用、医療現場での具体的課題解決、県民の健康増進に役立つ手法や施策等に関わる研究により、県民の健康寿命延伸に役立てる。

エ 研究の成果……………p5

医療ビッグデータの活用により、臨床現場の治療実績等の向上、個人単位での成果の還元、自治体における健康関連施策の形成などの成果が期待できる。

オ 研究実施に際しての留意事項……………p7

医療・介護に関するデータは、当該個人のみにおける活用を前提とした同意により収集されているため、個人情報保護の観点から、活用範囲を拡大するには新たな同意取得が必要となること、またデータ保管の体制などを検討する必要がある。

(2) 施策の体系化や臨床研究のための疫学研究

ア 現状・課題……………p8

現在の健康増進等の施策は、収集されたデータの単純な分析や経験的な規則に基盤となっており、疫学研究など医学的・科学的な知見に基づく医療や健康づくりには至っていない。

イ 方向性……………p8

県内各地域における健康、疾病、生活習慣等の特徴的な事象を分析し、科学的根拠に基づいた健康増進施策や予防医療に活用する。

ウ 研究の具体的内容……………p8

生活習慣と疾病や健康管理との関係や、老化による健康障害とその予防についての研究により、県民の健康寿命延伸に役立てる。

エ 研究の成果……………p9

疫学研究により、地域の特色の把握とそれに即した医療サービス・健康増進の実現、新たな特色や要因に基づく効果的な施策展開などの成果が期待できる。

オ 研究実施に際しての留意事項……………p10

疫学研究については、収集サンプル数や協力者を充分確保する必要があるため、データを保有し、あるいは県民に協力を働きかけることができる様々な組織や団体等の協力が重要である。

(3) ゲノムコホート研究

ア 現状・課題……………p11

県内におけるゲノムコホート分野の取組は散発的なものに留まり、体系的には調べられていない。

イ 方向性……………p11

本県に比較的多い疾病や健康に係る原因遺伝子の解明や、県民個々の遺伝因子等を踏まえた最適な健康管理、予防対策を導入する。

ウ 研究の具体的内容……………p11

遺伝子型・生体指標と病態との関係や、県民特有の疾患予知・治療法選択への応用についての研究により、県民の健康寿命延伸に役立てる。

エ 研究の成果……………p12

ゲノムコホート研究により、県民の発症リスク・因果関係の解明や、個々の県民の健康リスクに即した健康指導や治療方法の摘要などの成果が期待できる。

オ 研究実施に際しての留意事項……………p13

ゲノムコホート研究については、当初の調査設計が重要であること、相当程度の調査規模が必要であることなどの留意点がある。

(4) 研究全般に関する留意事項……………p14

研究推進には県民や県全体における合意形成が必要であること、既存の大学・研究機関や地域医療を支える関係者との連携、などに留意しなければならない。

2 人材の育成

(1) 方向性……………p16

将来、静岡県の地域医療現場のリーダーとなりうる人材を県内において体系的に育成する。

(2) 育成を目指す人材像……………p16

社会健康医学の研究を長期かつ継続的に推進し、研究の成果を県民に随時還元するため、「地域に根ざした医療専門職」、「健康づくり実務者」、「健康寿命の延伸に取り組む研究者」を育成する。

(3) 人材育成を行う指導者……………p17

社会健康医学の分野で有力もしくは期待される研究者や、県内で研究や実務に取り組んできた方を指導者とする。

(4) 研究内容ごとの具体的な育成内容

ア 医療ビッグデータの活用……………p18

地域医療の現場で活動しながら臨床データの分析・活用を主体的に進められる医療専門職などを育成する。

イ 施策の体系化や臨床研究のための疫学研究……………p19

データの分析や得られた成果を活用できる健康づくり実務者などを育成する。

ウ ゲノムコホート研究……………p21

調査研究全体のデザインや総合的な分析・解析を行う研究者などを育成する。

(5) 社会健康医学の研究推進に求められる人材育成の留意事項……………p23

現場の医療専門職などを主な対象とし、医療現場で働きながら教育を受け、学位や資格も同時に取得できる仕組みや、研究・教育を進める体制をつくる。

3 成果の還元

(1) 研究成果の県民への還元

ア 研究推進による成果の還元例……………p24

既存の施設を活用して早期に取り組み、研究成果を県民へ還元していく事例を提示した。

イ 医療現場における成果の還元……………p26

研究により得られる知見や成果を、県内医療水準の向上や県外からの優秀な医

師の誘引などの形で、県民に還元する。

ウ 健康づくりにおける成果の還元……………p26

研究により得られる知見や成果を、県民の健康意識の醸成、健康長寿施策への反映などの形で、県民に還元する。

(2) 研究成果の国内外への発信……………p28

健康寿命延伸の取組について、既存の大学や研究機関などと連携して国内外に発信することにより、静岡県をさらに高め、世界から憧れを呼ぶ健康長寿“ふじのくに”の実現を目指す。

4 拠点となる仕組みの構築

(1) 方向性

ア 拠点に求められる機能……………p29

拠点には、医療関係データの収集・分析や高度な研究、人材育成、成果の還元と情報発信の機能を持つ場として期待される。

イ 拠点の設置に当たって留意すべき事項……………p30

拠点の設置に当たっては、長期的な研究と短期的な成果の還元、医療機関等の協力、魅力ある環境の整備に留意すべき。

(2) 拠点となる仕組みを構築するための手法

ア 手法の種類……………p31

社会健康医学の研究推進の拠点となる仕組みは、「既存大学の活用」、「既存の研究機関の活用」、「研究機関の新設」「大学院大学の新設」が考えられる。

イ 社会健康医学研究の推進に向けた拠点となる仕組みの構築……………p33

既存の大学やリサーチサポートセンターなどの研究機関を活用して早期に取り組むことができる研究に着手し、県民へ研究成果を還元する。中長期的には、研究体制を充実し、静岡県が社会健康医学研究の拠点となるため、大学院大学のような組織づくりを目指す。

第3章 参考

1 計画策定の背景……………p34

2 「社会健康医学」基本構想検討委員会での検討状況……………p40

3 「社会健康医学」基本計画策定委員会での検討状況……………p43